二段以上・称号審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン (2月14日実施分)

【審査会を開催するにあたって】

- 1 徳島県剣道連盟(以下ガイドラインにおいて「主催者」)は、審査会 を開催するにあたって、受審者並びに審査員、立ち合い、係員等(以下 「関係者」)に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 2 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたっては、入場受付、 審査受付や審査会場、観覧席の密集を避けるため必要な対策を実施す る。
- 3 審査は「二段」「三段」「四段」「五段」「称号」の区分に分け、二段から五段までの受審者全員の学科試験後、各区分の段・称号ごとに実技、 日本剣道形を実施し、直ちに合否を決定し発表する。

ただし、称号受審者にあっては、実技審査開始までに審判法・指導法 などの講習 (90分) を義務付け実施する。

- 4 トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体と して余裕を持った時間割とする。
- 5 観覧席を受審者待機場所にするため、審査会場(ソイジョイ武道館) には、原則として受審者並びに関係者以外(保護者、見学者及び付き添 い人等)は入場できない。
- 6 受審者並びに関係者は、本審査会実施にあたってのガイドラインを遵 守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

- 1. 以下に該当する者は受審できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者